

平成 29 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 31 日 )  
( 第 9 号 )

第 9 号 3 月 31 日



平成29年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 9 号

○平成29年3月31日（金曜日）

---

### 議事日程（第9号）

平成29年3月31日（金）午前10時開議

- 第1 議案第108号  
〔提案説明、質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決〕
- 第2 選挙管理委員及び同補充員選挙の件
- 第3 特別委員会廃止の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第108号
- 日程第2 選挙管理委員及び同補充員選挙の件
- 日程第3 特別委員会廃止の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	47名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘

8	番	稻	森	稔	尚
9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
21	番	大久保		孝	栄
22	番	東			豊
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	北	川	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信

38	番	前 田 剛 志
39	番	舟 橋 裕 幸
40	番	三 谷 哲 央
41	番	中 村 進 一
43	番	青 木 謙 順
44	番	中 森 博 文
45	番	前 野 和 美
46	番	水 谷 隆
47	番	山 本 勝
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
欠席議員 1名		
31	番	津 田 健 児
(20	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	榊 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	西 典 宏
書 記 (議事課主査)	黒 川 恭 子

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	渡 邊 信一郎
危機管理統括監兼地域連携部長	服 部 浩
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。  
議案第108号が提出されましたので、さきに配付いたしました。  
以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議案第108号 三重県県税条例等の一部を改正する条例案

---

## 議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第1、議案第108号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、その概要を説明いたします。

議案第108号は、地方税法の一部改正等に鑑み、不動産取得税、自動車取

得税、自動車税等についての規定を整備するため、県税条例等の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

## 休 憩

○議長（中村進一） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時45分開議

## 開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 疑

○議長（中村進一） 議案第108号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） 議案第108号に関する質疑をさせていただきたいと思えます。

今回、地方税法の三重県条例の改正については、国で取りまとめられたこの税制改革の中の一部といたしますか、3件について提案をされております。

そこでお伺いをいたしたいと思えます。

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業ということで、今までもこれに対して減税措置も2分の1でされていたのを3分の2にと拡大するという形でわがまち特例を導入するということなんですが、こ

れ、新システムの中で始まってきたこれらの事業が、今現状、待機児童が大変だと言われる中でどのような状況に新システムが始まってからなっているのか。

そして、今回のこのわがまち特例を制定することで、より促進、今言われたような小さなこの事業を促進しよう、広げようということだと思わなければならないけれども、その思いづもりといいますか、どのように考えてみえるかということのお伺いをまずしたいと思います。

**○総務部長（嶋田宜浩）** 今回、税の特例措置の対象になっておりますのは、先ほど議員のほうが言われました家庭的保育事業、これは家庭的な雰囲気のもとで定員5名以下の少人数を対象にきめ細やかな保育を行うものであります。

もう一つが事業所内保育事業、これは事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育するようなもの。

そして、もう一つが居宅訪問型保育事業でございます、これは障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1で保育を行うようなもので、いずれも市の認定を受けた事業でありまして、今回、税の軽減の対象になるのは、事業に利用するために新規に取得した建物というふうになります。

これまで県内に、現時点では家庭的保育事業は1市3施設、それから事業所内保育事業は3市町5施設が認定をされているところであります。なお、居宅訪問型保育事業で認定されている施設はないというふうに子ども・家庭局から聞いておるところではあります。

今回の思い、見込みでございますけれども、この制度を拡充して、来年度県内では家庭的保育事業で1市1施設が認定される見込みであるというふうに子ども・家庭局から聞いておりますけれども、これについては新規に建物を取得するものでありませんので、今回税の対象にはなりません。

現時点で家庭的保育事業等は、あくまで認可保育所の補完的事業として行うものでありまして、子ども・家庭局等においては、現時点で具体的な、定

量的な効果を見込んでいるものではありません。

しかしながら、待機児童対策といたしまして、家庭的保育事業を必要とする地域において設置しやすい環境づくりを行うことは非常に有効であるというふうに考えておまして、こうした思いの中で総務部としましても子ども・家庭局と連携して条例案を提案させていただいた次第であります。

以上でございます。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 待機児童の問題は喫緊の課題で、地域的に、三重県の中でも特性がいろいろあって、ここに今提案をされている家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業というのがすぐに大きく伸びるとかそんなことはなかなか難しいんだろうと思いますけれども、基本的に今お答えいただいた補完的的事业であると、これは。ということで、本来は認可保育所の設置を、新設、増やしていくということが重要だけれども、今喫緊の課題として、手をつけられるところで少しでも待機児童解消及び特別な保育をしなければいけない状況を補完したいという意味で、ということの思いで新しくつくる場合において援助をすると、支援をすると、減税をするという形になるんだということを確認させていただきました。ここで大切なのが、やっぱりここは今総務部関係、この税制関係の部署の皆さんだけ出てきていただいているんですけども、健康福祉部とも連携をとり、市町と連携をとって、本来この大きな問題点が新システムの中で家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業には指摘をされていた問題がありますので、全国でも事例がいろいろと起こってきている問題もあります。そこら辺のところ区市町によっても様々な歯どめや規約をつくりながら、29市町が全部一緒ではありませんので、そののところを県としてもしっかりと健康福祉部にも言っていただいて、これが増えることで、増やそうということで対応する、条例改正するわけですけども、増えることで内容が置き去りにされないようにということ十分に気を付けていただいて、あくまでも今お答えいただいた補完的的事业であるという考え方で県としても進めていただきたい、援助をしてい

ただきたいというふうに思っております。

この税制の改革は、今回、この三重県の県税条例については三つの提案がなされておりました。その一つ一つについては現状を見る中では重要だなというふうに思いながら、今後の審査の内容を期待したいと思いますけれども、与党が出されました税制大綱は、今年度は大きくいろっていませんけれども、来年度に向けての県民負担、国民負担が増えるような中のこの一部分の流れの中にあるということを懸念しながら、3事例についてはそれぞれに今説明もしていただきましたので、そういう点に留意していただきたいと申し述べまして質疑を終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、議案第108号に関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、3時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
108	三重県県税条例等の一部を改正する条例案

---

## 休 憩

○議長（中村進一） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時45分開議

**開 議**

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（中村進一） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

**予算決算常任委員会審査報告書**

議案番号	件 名
108	三重県県税条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月31日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 舘 直人

---

**委 員 長 報 告**

○議長（中村進一） 議案第108号の審議を継続いたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。舘 直人予算決算常任委員長。

〔舘 直人予算決算常任委員長登壇〕

○**予算決算常任委員長（館 直人）** 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に期限をつけて審査を付託されました議案第108号三重県税条例等の一部を改正する条例案につきましては、本日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○**議長（中村進一）** 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○**議長（中村進一）** これより採決に入ります。

議案第108号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（中村進一）** 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○**議長（中村進一）** 日程第2、選挙管理委員及び同補充員選挙の件を議題といたします。

本件は、選挙管理委員及び同補充員の任期満了に伴い、地方自治法第182条の規定により、委員4名と同数の補充員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により指名推選とし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、ただいまから指名いたします。

選挙管理委員として、

鈴鹿市岸岡町377番地5高木久代さん

伊勢市岡本1丁目9番34号富永健さん

津市大里睦合町233番地野田恵子さん

津市汐見町630番地11中西正洋さん

以上4名の方を、

また、同補充員として、

津市一身田上津部田3016番地長尾英介さん

津市桜橋2丁目134番地稲垣朋子さん

桑名市増田121服部岳さん

伊賀市上野丸之内181番地13永井規夫さん

以上4名の方をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま選挙管理委員として指名いたしました4名の方及び同補充員として指名いたしました4名の方を当選人として定めるとともに、補充員の順序は、ただいま指名の順序によることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## 特別委員会の廃止

○議長（中村進一） 日程第3、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。子どもの貧困対策調査特別委員会及びサミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、子どもの貧困対策調査特別委員会及びサミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会は廃

止することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明4月1日から5月17日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明4月1日から5月17日までは休会とすることに決定いたしました。

5月18日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時50分散会